不動産公売広報

札幌市

入札期間

令和7年5月14日（水）から5月16日（金）までの3日間

各日　午前9時00分から午後4時00分まで

公 売 会 場

札幌市財政局税政部納税指導課納税係

札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所2階北側

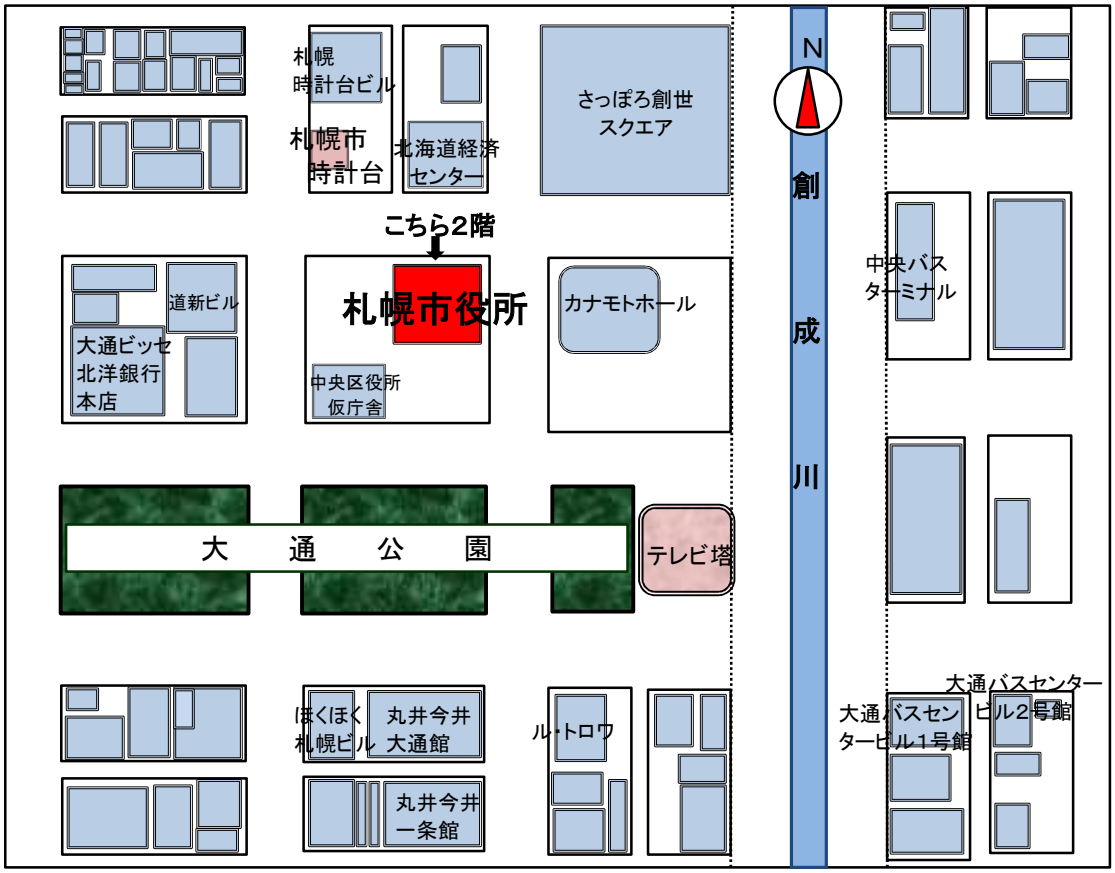

目　　次

	項　　目	ページ
1	公売に参加される皆様へ	1
2	不動産公売のご案内	2
3	期間入札による公売手続きの流れ	3
4	公売参加の手引き	4
5	入札書の記載例	11
6	入札書	12
7	陳述書（個人用）の記載例	14
8	陳述書（個人用）	15
9	陳述書（法人用）の記載例	16
10	陳述書（法人用）	17
11	入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項の記載例	18
12	入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項	19
13	自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項	20
14	自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項	21
15	公売保証金振込通知書兼払渡請求書の記載例	22
16	公売保証金振込通知書兼払渡請求書	24
17	公売保証金提出書兼払渡請求書の記載例	26
18	公売保証金提出書兼払渡請求書	28
19	共同入札代表者の届出書	30
20	入札書提出用封筒	32
21	郵送用封筒	33
22	公売財産明細書	34
	売却区分番号10-001	35

公売に参加される皆様へ

1　この不動産公売は、札幌市税の滞納処分により差し押さえた不動産を入札にかけ売却する事務を、札幌市長が行うものです。

2　公売の手続きは、本誌4頁以降の公売参加の手引きをご覧ください。

3　公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況、不動産登記事項証明書等をご確認してください。

4　入札に参加される前に、公売保証金の納付が必要となります。
入札に必要な書類を事前に下記の問い合わせ先に請求してください。なお、入札に必要な書類は、札幌市公式ホームページ「税金」でも案内しております。
https://www.city.sapporo.jp/citytax/koubai/fudosan_koubai/index2.html

5　滞納税の完納等により公売を中止する場合がありますので、事前に必ず公売財産を所管する市税事務所納税課にご確認ください。

6　その他ご不明な点は、下記の問い合わせ先にお問い合わせください。

※　本誌に使用されている地図は、札幌市現況図または国土地理院発行の5万分の1地形図、2万5千分の1地形図、1万分の1地形図及び電子地形図を複製したものです。

問い合わせ先
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所2階北側
札幌市財政局税政部納税指導課納税係
TEL　011-211-2292
FAX　011-218-5149

不動産公売のご案内

公売(入札)日時	**令和7年5月14日（水）から5月16日（金）までの3日間** **各日　午前9時00分から午後4時00分まで**
公売保証金の納付期間	公売（入札）日時と同じ
公売の場所	札幌市財政局税政部納税指導課納税係 （札幌市中央区北1条西2丁目　札幌市役所本庁舎2階）
開札日時	令和7年5月22日（木）　午前10時00分
開札の場所	札幌市役所地下1階　1号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）
売却決定日時	令和7年6月12日（木）　午前11時00分
売却決定場所	売却区分番号ごとに、所管する市税事務所納税課において決定します。
買受代金納付期限	令和7年6月12日（木）　午前11時15分

上記開札の結果、最高価額の入札者が2人以上ある場合には、下表のとおり、追加入札を行う。

追加入札の日時	**令和7年5月26日（月）及び5月27日（火）** **各日　午前9時00分から午後4時00分まで**
追加入札の場所	札幌市財政局税政部納税指導課納税係 (所在地は上記公売の場所に同じ)
追加入札の開札日時	令和7年5月29日（木）　午前10時00分
追加入札の開札場所	札幌市役所地下1階　5号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）
追加入札の売却決定日時	令和7年6月19日（木）　午前11時00分
追加入札の売却決定場所	売却区分番号ごとに、所管する市税事務所納税課において決定します。
追加入札の買受代金納付期限	令和7年6月19日（木）　午前11時15分

所管する市税事務所納税課

売却区分番号	所　在　地	電話
10-001	札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館　4階 札幌市中央市税事務所納税課	011-211-3054

期間入札による公売手続きの流れ

1　事前準備

①公売広報をよく読む。
②公売財産の現況を確認し、関係公簿等を閲覧する。
③公売財産の詳細を、所管する市税事務所納税課に問い合わせる。

2　入札書等必要書類の入手

札幌市納税指導課に入札関係書類を請求する。℡011-211-2292
（札幌市公式ホームページ「税金」からダウンロードすることもできます。）

3　公売保証金の納付

入札会場に来場して入札する場合

入札書の提出と同時に公売保証金を納付する場合

札幌市納税指導課で、現金又は小切手（電子交換所参加銀行が振り出したもの(いわゆる預金小切手)で、呈示期間の満了までに5日以上の期間のあるものに限ります。）で納付します。

事前に公売保証金を振込する場合

本誌5頁の公売保証金振込先に振り込む
【令和7年5月14日（水）から5月16日（金）までの3日間　】

入札書を郵送して入札する場合

本誌5頁の公売保証金振込先に振り込む
【令和7年5月14日（水）から5月16日（金）までの3日間　】

4　入札【令和7年5月14日（水）から5月16日（金）までの3日間　】

入札会場に来場して入札する場合

入札書の提出と同時に公売保証金を納付する場合

下記書類を札幌市納税指導課公売担当へ持参する。

①入札書が入っている入札書提出用封筒（内封筒）

②公売保証金提出書兼払渡請求書

③（複数の方が共同して入札する場合は）共同入札代表者の届出書

④暴力団員等に該当しないことの陳述書

事前に公売保証金を振込する場合

下記書類を札幌市納税指導課公売担当へ持参する。

①入札書が入っている入札書提出用封筒（内封筒）

②公売保証金振込通知書兼払渡請求書（振込金受取書の写しを添付したもの）

③（複数の方が共同して入札する場合は）共同入札代表者の届出書

④暴力団員等に該当しないことの陳述書

入札書を郵送して入札する場合

郵送用封筒に下記の書類を入れて札幌市納税指導課公売担当へ郵送する。

①入札書が入っている入札書提出用封筒（内封筒）

②公売保証金振込通知書兼払渡請求書（振込金受取書の写しを添付したもの）

③（複数の方が共同して入札する場合は）共同入札代表者の届出書

④暴力団員等に該当しないことの陳述書

5　開札【令和7年5月22日（木）　午前10時00分】

札幌市役所地下1階　1号会議室で開札します。

6　買受代金の納付【令和7年6月12日（木）　午前11時15分】

買受代金は、公売財産を所管する市税事務所納税課に、現金又は小切手（電子交換所参加銀行が振り出したもの(いわゆる預金小切手)で、呈示期間の満了までに5日以上の期間のあるものに限ります。）で納付します。買受代金の全額を納付したときに公売財産の所有権を取得します。

7　不動産の所有権移転登記の嘱託

札幌市長が法務局に不動産の所有権移転登記を嘱託します。

公売参加の手引き

Ⅰ　期間入札による公売の概要

この制度は、差押財産の公売にあたり、札幌市長において入札期間を定め、その期間内に、入札会場に来場して入札する方法、又は郵送による方法により入札を受付け、開札期日に開札を行って最高価申込者を決定の上、売却するものです。

Ⅱ　公売公告から入札までの手順

1　公売財産等の公告

公売公告には、告示番号、売却区分番号、公売財産の種類、公売財産の見積価額、公売保証金の額、入札期間、開札期日及び開札場所等が記載されており、公売財産を所管する各市税事務所の掲示板に掲示します。

2　入札期間

入札期間は、P2「不動産公売のご案内」のとおりです。なお、入札期間を経過した後に提出又は到着した入札書は無効となります。郵送により入札書を提出される場合は、所要の日数を見込んだ上で、期限内必着で郵送してください。

3　入札までの手続

⑴　公売財産の現況確認

公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況、不動産登記事項証明書等をご確認願います。

⑵　入札書等の入手

入札にあたっては、「入札書」、「入札書提出用封筒」、「郵送用封筒」、「陳述書」及び「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」又は「公売保証金提出書兼払渡請求書」が必要となります。

なお、令和２年度税制改正により「不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置」が創設され、公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ、入札等をすることができません。

また、複数の方が共同で入札する場合は、入札書と併せて「共同入札代表者の届出書」が必要となります。

これらの書類については、札幌市財政局税政部納税指導課で準備しているほか、札幌市公式ホームページから取得することもできます。

⑶　公売保証金の納付

入札する場合には、入札書の提出前に売却区分番号ごとに定められた公売保証金を納付する必要があります。

売却区分番号ごとに定められた公売保証金の金額を、公売会場で公売担当者に直接納付する方法又は公売保証金振込先預金口座に振り込む方法により納付してください。

ア　公売会場で公売担当者に直接納付する方法

（ア）　売却区分番号ごとに定められた公売保証金の金額を、札幌市財政局税政部納税指導課にお持ちください。

（イ）　公売保証金提出書兼払渡請求書の作成

公売保証金提出書兼払渡請求書の太枠で囲まれた部分を記載してください。

（ウ）　公売保証金の領収書

公売保証金の納付と引き換えに、領収書を交付します。

（注）　公売保証金を公売会場で納付する場合には、公売保証金は、現金又は小切手（電子交換所参加銀行が振り出したもの（いわゆる預金小切手）で、呈示期間の満了までに5日以上の期間のあるものに限ります。）で納付してください。

イ　公売保証金振込先預金口座に振り込む場合

（ア）　公売保証金振込先預金口座に振り込む場合は、次の公売保証金振込先に売却区分番号ごとに公売保証金を振り込んでください。

公売保証金振込先 北洋銀行　札幌市役所支店　当座預金　1005099 ｻｯﾎﾟﾛｼﾉｳｾﾞｲｼﾞｳｶ　ｹﾞﾝｷﾝｽｲﾄｳｲﾝ 口座名義人　　札幌市納税指導課　現金出納員

（注1）振込金額が定められた公売保証金の金額と相違している場合は、公売保証金の納付がなかったことになります。

（注2）公売保証金は、入札期間の最終日午後4時の入札終了期限までに、公売保証金振込先口座に入金済とされていなければなりません。入札終了期限までに、公売保証金振込先口座への入金が確認できない場合は、入札ができませんので、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。

（注3）振込手数料は、入札者の負担となります。

（イ）　公売保証金振込通知書兼払渡請求書の作成

公売保証金振込通知書兼払渡請求書の太枠で囲まれた部分の記載を行うとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受取書」の写しを「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼り付けてください。

（ウ）　公売保証金の領収書

公売保証金の振込みを確認後、領収書を郵送します。

4　入札

入札書には、次の点に注意し、住所（所在地）、氏名（名称）、告示番号、売却区分番号、入札価額及びその他必要な事項を記載してください。

⑴　入札書には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名、法人にあっては商業登記簿上の所在地及び商号を記載してください。

なお、入札書の記載に当たっては、入札書裏面の注意事項をよく読み、字体を鮮明にし、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じた場合は、新たな入札書を使用してください。訂正された入札書は無効となります。

⑵　入札書を入札書提出用封筒に入れ、のり付けしてください。入札書提出用封筒には、売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、１つの入札書提出用封筒に封入できる入札書は１枚のみですので、複数の公売財産(売却区分番号）の入札をする場合は、入札する公売財産(売却区分番号）の数だけ入札書提出用封筒が必要となります。

⑶　不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置の創設について

令和２年度の税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」の成立により、不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置が創設されました(令和３年１月１日施行)。この改正により、市税においても令和３年１月１日以降に不動産公売等の入札に参加される場合、下記書類の提出が必要となりました。なお、売却決定の日時までに買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されることがあります。

<個人>

・陳述書（個人用）

・自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

<法人>

・陳述書（法人用）

・入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項

・商業登記簿謄本　（法務局にて取得）

・自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項

上記の書類を入札時までに札幌市へ提出されないと、入札が無効になります。

以下の指定許認可等を受けている事業者は、陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。

① 宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者

② 債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者

（注 1）上記書類の写しの提出がない場合は、調査の嘱託の対象となります。

（注 2）指定許認可等を受けていることを証する書類とは、上記①にあっては都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等、上記②にあっては法務省が発行する許可証等を指します。

⑷　入札書等の提出方法

ア　入札会場に来場して入札する場合

（ア）　公売保証金を振込みにより納付済みの場合は、公売保証金振込通知書兼払渡請求書（振込金受取書の写しを添付したもの）を、入札書を封入した入札書提出用封筒、陳述書とその添付書類と一緒にお持ちください。複数の方が共同して入札する場合は、共同入札代表者の届出書をお持ちください。

（イ）　公売保証金を来場時に納付される場合は、公売保証金、公売保証金提出書兼払渡請求書を、入札書を封入した入札書提出用封筒、陳述書とその添付書類と一緒にお持ちください。複数の方が共同して入札する場合は、共同入札代表者の届出書をお持ちください。

（ウ）　関係書類の提出を確認した後に、入札書提出用封筒受領証を交付します。

イ　郵送により入札する場合

（ア）　郵送用封筒に入札書を封入した入札書提出用封筒、陳述書とその添付書類、公売保証金振込通知書兼払渡請求書を同封してください。複数の方が共同して入札する場合は、共同入札代表者の届出書を同封してください。

（イ）　関係書類の提出を確認した後に、入札書提出用封筒受領証を郵送します。

⑸　一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引き換え、変更又は取り消しすることはできません。

⑹　同一人が、同一の売却区分番号について、２枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

郵送内容の確認 1　入札書を封入した入札書提出用封筒（内封筒） 2　公売保証金振込通知書兼払渡請求書(振込金受取書の写しを添付したもの) 3　(複数の方が共同して入札する場合は)共同入札代表者の届出書 入札書の送付先(提出先) 〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目札幌市役所本庁舎２階北側 札幌市財政局税政部納税指導課納税係公売担当

5　買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

⑴　滞納者本人、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者

⑵　換価処分の執行の妨害等の行為をした者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者

⑶　公売財産の買受けについて、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者

Ⅲ　開札から権利移転までの手続き

1　開札期日及び開札の方法

開札期日及び開札場所は、P2「不動産公売のご案内」のとおりです。開札の方法は、開札の場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

2　最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、開札日時において、公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の者に対して行います。

なお、開札の結果、最高価申込者が２人以上いる場合の追加入札は、期間入札の方法により行います。

3　入札までの手続

⑴　最高価申込者の入札価額に次ぐ価額で入札した者（後述４の最高価申込者が２名以上いた場合は、くじにて最高価申込者として決定を受けた者以外の入札者）から次順位による買受けの申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。ただし、その入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限ります。

なお、次順位による買受申込者が２人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。

次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受けの申込みを取消した場合、又は最高価申込者に対する売却決定が取消された場合などに限り、公売財産を買受けることができます。

⑵　次順位買受申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

4　追加入札

最高価額による入札者が２人以上ある場合（同額である場合）には、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額が同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札などを制限することがあります。

5　最高価申込者への通知

最高価申込者に対しては、最高価申込者の決定後、速やかに「不動産等の最高価申込者の決定等通知書」を郵送します。

6　公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」又は「公売保証金提出書兼払渡請求書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。

次順位買受申込者が納付した公売保証金については、最高価申込者が買受代金を納付した後に同様の方法で、指定された金融機関の口座に振り込みます。

なお、公売保証金の返還には、開札終了後２週間前後の時間を要します。

7　売却決定

売却決定日時は、P2「不動産公売のご案内」のとおりです。売却決定は、公売財産を所管する市税事務所納税課において、最高価申込者に対して行います。

公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

8　公売保証金の買受代金への充当

最高価申込者又は次順位買受申込者で、売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。

9　買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、売却決定日と同日午前 11 時 15 分までに買受代金の全額（入札価額から公売保証金を差引いた残額）を現金又は小切手（電子交換所参加銀行が振り出したもの(いわゆる預金小切手)で、呈示期間の満了までに 5 日以上の期間のあるものに限ります。）で、公売財産を所管する市税事務所納税課において納付してください。なお、買受代金を所管する市税事務所納税課が指定した金融機関の口座に振り込むこともできます。おって、これらの納付方法については、いずれの方法によるかを事前に申し出てください。

10　権利移転

原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、法令の規定により認可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録があったときに権利移転の効力が生じます。

公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに、買受人に移転します。したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することになります。

公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記関係書類の郵送料等）は、買受人の負担となります。

公売財産で権利移転につき登記を要する不動産については、法令に別段の定めがある場合を除いて、所有権移転登記請求書による買受人の請求により、札幌市長が登記を関係機関に嘱託します。

なお、登記の嘱託を請求される場合は、公売財産を所管する市税事務所納税課に対し、買受代金納付の際に所有権移転登記請求書を次の書類等を添えて提出してください。

⑴　住民票又は商業・法人登記簿謄抄本若しくは代表者事項証明書
⑵　市町村役場発行の固定資産評価証明書又は同通知書
⑶　登録免許税の領収書
⑷　登記関係書類の郵送料

11　財産の引渡し

市長は公売財産の引渡しの義務を負いません。したがって、買い受けた財産の前所有者や賃借人、占有者等に財産の引渡しを求める場合は、買受人自身においてこれを行う必要があります。

なお、前所有者等が引渡しの請求に応じない場合は、買受人が民事訴訟を提起してその実行を求めること等をしなければならない場合があります。

Ⅳ　その他

1　売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定又は最高価申込者の決定（以下「売却決定等」という）をした後であっても、買受代金の納付前においては、売却決定等が取り消される場合があります。

⑴　売却決定等に基づく買受代金の全額が納付される前に、公売に係る市税等の完納の事実が証明されたとき
⑵　売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しないとき
⑶　国税徴収法第 108 条第 2 項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用されたとき

2　買受申込み等の取消し

最高価申込者等の決定又は売却決定が行われた場合であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行の停止があった場合は、最高価申込者、次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、公売財産の入札を取り消すことができます。

3　公売保証金の市への帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、札幌市に帰属します。

※入札にあたっては、裏面の注意事項をよく読んでください。

（記載例）

入　　札　　書

令和　○年　○月　○日

札幌市長

入札者
住(所在地)所　札幌市北区北24条西6丁目1番1号
フリガナ　キタクフドウサン
氏（名称）名　株式会社 北区不動産　印印
代表取締役　○○　○○
（日中連絡可能な）電話番号　○○○－○○○－○○○○

※代理人による入札はできません。

札幌市告示第 ○○○ 号に基づいて、下記のとおり入札します。

記

売却区分番号	入札価額									
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
○○-○○○	￥	1	1	1	0	0	0	1	0	0

※ 次順位買受申込資格者となったとき、次順位買受申込　する　・　しない

☑ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望
（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。）

注意

売却区分番号等太枠内の記載がない場合は入札が無効になります。

※事務局使用欄

売　却　決　定			
令和　年　月　日			
部　長	課　長	係　長	係
（　最高価　・　次順位　） 申込者に売却決定してよろしいか。			

最　高　価　申　込　者　決　定			
令和　年　月　日			
課　長	係　長	係	
（　最高価　・　次順位　） 申込者に決定してよろしいか。			

※入札にあたっては、裏面の注意事項をよく読んでください。

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

札幌市長

入札者
住(所在地)所
フリガナ
氏（名称）名　　印

（日中連絡可能な）電話番号

※代理人による入札はできません。

札幌市告示第　　号に基づいて、下記のとおり入札します。

記

売却区分番号	入札価額									
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※ 次順位買受申込資格者となったとき、次順位買受申込　　する ・ しない

□ **買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望**
(希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。)

注意

売却区分番号等太枠内の記載がない場合は入札が無効になります。

※事務局使用欄

売　却　決　定			
令和　　年　　月　　日			
部　長	課　長	係　長	係
（　最高価　・　次順位　） 申込者に売却決定してよろしいか。			

最　高　価　申　込　者　決　定			
令和　　年　　月　　日			
課　長	係　長	係	
（　最高価　・　次順位　） 申込者に決定してよろしいか。			

※注意事項

入札者は、次の点に留意し、入札書に住所、氏名、フリガナ、電話番号、入札価額を記載し、押印のうえ提出してください。

1　入札書は、売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。

2　字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。

3　同一売却区分番号について同一人が２枚以上の入札書を提出することはできません。この場合、当該入札書はいずれも無効となります。

4　一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。

5　書き損じた場合には新たな入札書用紙を請求して書き直してください。

6　入札書には、住民登録上の住所、氏名（法人においては商業登記上の所在地、名称）を正しく記載してください。架空の名義又は他人の名義を使用すると公売の参加について制限を受けることとなります。

7　入札価額の頭部には￥をつけてください。

8　入札書の日付は、入札期間内の日付をご記入ください。

9　代理人による入札はできません。

10　複数の方が共同して入札する場合は「共同入札代表者の届出書」を提出してください。

11　適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

陳　述　書　（個人用）

（記載例）

札 幌 市 長　　殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☑　私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

□　私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号	○○-○○○	陳述書作成日	令和　○　年　○　月　○　日

入札者（買受申込者）	住　所	〒○○○－○○○○ 札幌市北区北24条西6丁目1番1号 電話番号　011　（　211　）　○○○○		
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	チュウオウ　タロウ		
	氏　名	中　央　　太　郎		
	生年月日	□ 大正　□ 平成 ☑ 昭和　□ 令和　　○　年　○　月　○　日	性別	☑ 男性　□ 女性

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う**財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出**してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

3　共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

4　**提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**

5　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

6　自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

7　**虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります**（地方税法第334条等）。

陳 述 書 （個人用）

札 幌 市 長　　殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

□　私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

□　私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		陳述書作成日	令和　　年　　月　　日
入札者（買受申込者） 住 所	〒　　－ 電話番号　　（　　）		
（ﾌﾘｶﾞﾅ）			
氏 名			
生年月日	□ 大正　□ 平成 □ 昭和　□ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　□ 女性

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う**財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出**してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

3　共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

4　**提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**

5　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

6　自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

7　**虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります**（地方税法第334条等）。

（記載例）

陳　述　書（法人用）

札 幌 市 長　　殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☑　当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

□　当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号	○○-○○○	陳述書作成日	令和　○　年　○　月　○　日

入札者（買受申込者）	法人所在地	〒○○○－○○○○ 札幌市北区北24条西6丁目1番1号 電話番号　011　（　211　）　○○○○
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　ｷﾀｸﾌﾄﾞｳｻﾝ
	法人名称	株式会社 北区不動産
	代表者氏名	○○　○○
	役　員	陳述書（法人用）別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　陳述書（法人用）別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。

3　字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。

4　共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

5　提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

6　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

7　自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

8　虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（地方税法第334条等）。

陳 述 書（法人用）

札 幌 市 長　　殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

□　当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

□　当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		陳述書作成日	令和　　年　　月　　日
入札者（買受申込者）	法人所在地	〒　　－ 電話番号　　（　　）	
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		
	法人名称		
	代表者氏名		
	役　員	陳述書（法人用）別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　陳述書（法人用）別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。

3　字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。

4　共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

5　提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

6　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

7　自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

8　虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（地方税法第334条等）。

【陳述書(法人用)別紙】

（記載例）

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住　所	〒○○○－○○○○ 札幌市北区北24条西6丁目1番1号		
	(フリガナ) 氏　名	○○　○○	役職	代表取締役
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 ☑ 昭和 □ 令和　○ 年 ○ 月 ○ 日	性別	☑ 男性　□ 女性
2	住　所	〒○○○－○○○○ 札幌市北区北24条西6丁目1番1号		
	(フリガナ) 氏　名	△△　△△	役職	取締役
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 ☑ 昭和 □ 令和　○ 年 ○ 月 ○ 日	性別	□ 男性　☑ 女性
3	住　所	〒　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
4	住　所	〒　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
5	住　所	〒　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性

【注意事項】

1　入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。**提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。**

2　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

3　**役員全員(代表者を含む。)を記載してください。**役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。

4　**提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。**

【陳述書（法人用）別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性
2	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性
3	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性
4	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性
5	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性

【注意事項】

1　入札者（買受申込者）が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。**提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。**

2　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

3　**役員全員（代表者を含む。）を記載してください。**役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。

4　**提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

<table>
<tr><td rowspan="3">□個人</td><td>住 所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>(フリガナ)
氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生 年 月 日</td><td>□ 大正 □ 平成
□ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日</td><td>性別</td><td>□ 男性　□ 女性</td></tr>
<tr><td rowspan="3">□ 法人</td><td>法人所在地</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>(フリガナ)
法人名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>役　員</td><td colspan="3">別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり</td></tr>
</table>

【注意事項】

1　自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　自己の計算において入札等をさせようとする者が**法人**である場合は、**別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。**

3　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

4　**提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**

5　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

（別紙）

自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住　所	〒　　－		
	（フリガナ） 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性
2	住　所	〒　　－		
	（フリガナ） 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性
3	住　所	〒　　－		
	（フリガナ） 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性
4	住　所	〒　　－		
	（フリガナ） 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性
5	住　所	〒　　－		
	（フリガナ） 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　　□ 女性

【注意事項】

1　自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

3　**役員全員（代表者を含む。）を記載してください。**役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。

4　**提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**

（記載例）

（**振込**専用）

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

札幌市長　　令和〇年〇月〇日

公売保証金の提出

売却区分番号	公売保証金	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
〇〇ー〇〇〇					¥	1	2	0	0	0	0	0

上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を金融機関へ振込みにより提出しました。
なお、売却決定日に私（公売保証金振込者）に対し、売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

公売保証金振込者 ①公売保証金の振込者と入札者は、同一のものでなければなりません。 ②法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。		
	住所（所在地）	札幌市北区北24条西6丁目1番1号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
	フリガナ 氏名（名称）	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　ｷﾀｸﾌﾄﾞｳｻﾝ　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　〇〇　〇〇 株式会社 北区不動産 代表取締役　〇〇　〇〇　代表印㊞

公売保証金の払渡請求〔入札者本人の口座を記載してください〕

公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金については、次の口座への振込みによる払渡しを請求します。

氏名（名称）　株式会社 北区不動産
代表取締役　〇〇　〇〇　代表印㊞

振込先の金融機関名	〇〇〇〇	銀行・組合 金庫・農協・漁協	〇〇〇〇	本店・本所 支店・組合				
預貯金の種別	普　通　・　当　座　・　貯　蓄　・　通　知　・　別　段							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　ｷﾀｸﾌﾄﾞｳｻﾝ　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　〇〇　〇〇							
口座名義	株式会社 北区不動産　代表取締役　〇〇　〇〇							

（注）入札者は、太い枠内を必ず記載してください。裏面の注意事項を必ずお読みください。

割印

金融機関の証明書（振込金受取書）の写しの貼付箇所

割印

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明書として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の写しを、この枠内に貼り付けて提出してください。
なお、貼付けにあたっては、剥がれないように確実に貼り付けたうえ、割印してください。
また、振込みにあたっては、注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。

※事務局使用欄

受理日	令和　年　月　日	取扱者	
買受資格	□ 有（□ 最高価 ・ □ 次順位） □ 無	取扱者	
払出日	令和　年　月　日	取扱者	

（記載例）

公売保証金の振込についての注意事項

1 氏名（名称）、住所（所在地）は住民登録（商業登記）上のものを記入してください。

2 金額の頭に￥マークを記入してください。

3 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。

4 公売保証金振込者は、公売の入札者でなければなりません。

※公売保証金振込者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。

5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。公売保証金の返還には2週間程度を要しますのであらかじめご承知おきください。

※公売保証金は入札者に返還しますので、「公売保証金の払渡請求」欄に記載する預金口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。

6 公売保証金の振込先は、次のとおりです。

公売保証金振込先

北洋銀行　札幌市役所支店　当座預金　1005099

ｻｯﾎﾟﾛｼﾉｳｾﾞｲｼﾄﾞｳｶ　ｹﾞﾝｷﾝｽｲﾄｳｲﾝ

口座名義人　札幌市納税指導課　現金出納員

（**振込**専用）

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

札幌市長　　令和　　年　　月　　日

公売保証金の提出

売却区分番号	公売保証金	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を金融機関へ振込みにより提出しました。

なお、売却決定日に私（公売保証金振込者）に対し、売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

公売保証金振込者 ①公売保証金の振込者と入札者は、同一のものでなければなりません。 ②法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所 （所在地）	電話番号
	フリガナ 氏名 （名称）	㊞

公売保証金の払渡請求〔入札者本人の口座を記載してください〕

公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金については、次の口座への振込みによる払渡しを請求します。

氏名（名称）　　㊞

振込先の金融機関名	銀行・組合 金庫・農協・漁協							本店・本所 支店・支所
預貯金の種別	普　通　・　当　座　・　貯　蓄　・　通　知　・　別　段							
口座番号								
フリガナ								
口座名義								

（注）入札者は、太い枠内を必ず記載してください。裏面の注意事項を必ずお読みください。

割印

金融機関の証明書（振込金受取書）の写しの貼付箇所

割印

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明書として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の写しを、この枠内に貼り付けて提出してください。

なお、貼付けにあたっては、剥がれないように確実に貼り付けたうえ、割印してください。

また、振込みにあたっては、注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。

※事務局使用欄

受理日	令和　　年　　月　　日	取扱者	
買受資格	□ 有（□ 最高価 ・ □ 次順位） □ 無	取扱者	
払出日	令和　　年　　月　　日	取扱者	

公売保証金の振込についての注意事項

1 氏名（名称）、住所（所在地）は住民登録（商業登記）上のものを記入してください。

2 金額の頭に￥マークを記入してください。

3 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。

4 公売保証金振込者は、公売の入札者でなければなりません。

※公売保証金振込者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。

5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。公売保証金の返還には2週間程度を要しますのであらかじめご承知おきください。

※公売保証金は入札者に返還しますので、「公売保証金の払渡請求」欄に記載する預金口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。

6 公売保証金の振込先は、次のとおりです。

公売保証金振込先

北洋銀行　札幌市役所支店　当座預金　1005099

ｻｯﾎﾟﾛｼﾉｳｾﾞｲｼﾄﾞｳｶ　ｹﾞﾝｷﾝｽｲﾄｳｲﾝ

口座名義人　札幌市納税指導課　現金出納員

（記載例）

（**持参**専用）

公売保証金提出書兼払渡請求書

札幌市長　　令和〇年〇月〇日

公売保証金の提出

売却区分番号		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
〇〇ー〇〇〇	公売保証金				￥	1	2	0	0	0	0	0
		小切手番号					振出日	令和	年	月	日	
		支払地										

上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を提出します。
なお、売却決定日に私（公売保証金提出者）に対し、売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

公売保証金提出者		
①公売保証金の提出者と入札者は、同一のものでなければなりません。 ②法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所（所在地）	札幌市北区北24条西6丁目1番1号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
	フリガナ 氏名（名称）	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　ｷﾀｸﾌﾄﾞｳｻﾝ　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　〇〇　〇〇 株式会社 北区不動産 代表取締役　〇〇　〇〇　代表印㊞

公売保証金の払渡請求

〔入札者本人の口座を記載してください〕

公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金については、次の口座への振込みによる払渡しを請求します。

氏名（名称）　株式会社 北区不動産
代表取締役　〇〇　〇〇　代表印㊞

振込先の金融機関名	〇〇〇〇	銀行・組合・金庫・農協・漁協			〇〇〇〇		本店・本所・支店・支所	
預貯金の種別	普通・当座・貯蓄・通知・別段							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　ｷﾀｸﾌﾄﾞｳｻﾝ　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　〇〇　〇〇							
口座名義	株式会社 北区不動産　代表取締役　〇〇　〇〇							

（注）入札者は、太い枠内を必ず記載してください。
裏面の注意事項を必ずお読みください。

※事務局使用欄

受理日	令和　年　月　日	取扱者	
買受資格	□ 有（□ 最高価 ・ □ 次順位） □ 無	取扱者	
払出日	令和　年　月　日	取扱者	

公売保証金の提出についての注意事項

1　氏名（名称）、住所（所在地）は住民登録（商業登記）上のものを記入してください。

2　金額の頭に￥マークを記入してください。

3　公売保証金提出書兼払渡請求書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。

4　公売保証金提出者は、公売の入札者でなければなりません。
※公売保証金提出者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。

5　最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。公売保証金の返還には2週間程度を要しますのであらかじめご承知おきください。
※公売保証金は入札者に返還しますので、「公売保証金の払渡請求」欄に記載する預金口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。

（**持参**専用）

公売保証金提出書兼払渡請求書

札幌市長　　令和　年　月　日

公売保証金の提出

売却区分番号	公売保証金	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		小切手番号					振出日		令和　年　月　日			
		支払地										

上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を提出します。
なお、売却決定日に私（公売保証金提出者）に対し、売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

公売保証金提出者 ①公売保証金の提出者と入札者は、同一のものでなければなりません。 ②法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所 （所在地）	電話番号
	フリガナ 氏名 （名称）	㊞

公売保証金の払渡請求

〔入札者本人の口座を記載してください〕

公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金については、次の口座への振込みによる払渡しを請求します。

氏名（名称）　　㊞

振込先の金融機関名	銀行・組合 金庫・農協・漁協	本店・本所 支店・支所
預貯金の種別	普　通　・　当　座　・　貯　蓄　・　通　知　・　別　段	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

（注）入札者は、太い枠内を必ず記載してください。
裏面の注意事項を必ずお読みください。

※事務局使用欄

受理日	令和　年　月　日	取扱者	
買受資格	□ 有（□ 最高価 ・ □ 次順位） □ 無	取扱者	
払出日	令和　年　月　日	取扱者	

公売保証金の提出についての注意事項

1　氏名（名称）、住所（所在地）は住民登録（商業登記）上のものを記入してください。

2　金額の頭に￥マークを記入してください。

3　公売保証金提出書兼払渡請求書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。

4　公売保証金提出者は、公売の入札者でなければなりません。
※公売保証金提出者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。

5　最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。公売保証金の返還には2週間程度を要しますのであらかじめご承知おきください。
※公売保証金は入札者に返還しますので、「公売保証金の払渡請求」欄に記載する預金口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。

共同入札代表者の届出書

令和　　年　　月　　日

札幌市長

	住　所(所在地)	氏　名(名称)	持分権	印鑑
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		

※共同入札者が5名以上の場合は、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、共同入札代表者の届出書に貼付してから提出してください。

令和　　年　　月　　日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札者全員を代表して入札手続等を行う者(入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書のあて名となる者等)として、次のとおり共同入札代表者を定めたので、届けます。

公売財産の名称	
売却区分番号	番　の　不　動　産

	住　所	氏　名
共同入札代表者		

注意事項

1 共同入札代表者の届出書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
3 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載し、押印してください。
　また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。
4 書き損じた時は、訂正をしないで、新しい共同入札代表者の届出書を作成してください。
5 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

共同入札代表者の届出書別紙

令和　　年　　月　　日

札幌市長

公売財産の名称	
売却区分番号	
	番　の　不　動　産

共同入札代表者氏名

	住　所(所在地)	氏　名(名称)	持分権	印鑑
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		
共同入札者			分の	(印)
	□	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)		

注意事項

1　共同入札代表者の届出書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
2　字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
3　共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載し、押印してください。
　また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。
4　書き損じた時は、訂正をしないで、新しい共同入札代表者の届出書を作成してください。
5　左側余白部分を共同入札代表者の届出書に貼り付け、共同入札者全員の割印をしたうえで、
　共同入札代表者の届出書と一緒に提出してください。
6　適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、
　当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

外側の実線を切り取って、ご使用ください。

入札書提出用封筒受領証(No.　　)

入札を行う公売財産の売却区分番号	
開札日時	令和7年5月22日 午前10時00分

札幌市財政局税政部納税指導課

この部分の裏面は、のり付けしないでください。

折り線

札幌市財政局税政部納税指導課

入札を行う公売財産の売却区分番号	
開札日時	令和7年5月22日 午前10時00分

入　札　書　在　中

開封厳禁

注意事項

1 この封筒には、入札書以外は入れないでください。

2 公売保証金を納付した後に入札書を提出してください。

この部分の裏面をのり付けし、適宜の封筒に貼付してください。
なお、貼付した封筒は、必ず封をしたうえで、提出してください。

郵送用封筒（期間入札の方法による公売用）

外側の実線を切り取って、裏面をのり付けし、適宜の封筒に貼付してご使用ください。

（おもて）

切手を
貼付して
ください。

0 6 0 ― 8 6 1 1

札幌市中央区北１条西２丁目札幌市役所本庁舎２階北側

札幌市財政局税政部納税指導課納税係公売担当

公売関係書類在中

封をする前に、
必要書類等をもう一度ご確認ください。

（うら）

提出していただくもの			整理欄
	確認	書類名	
共通	□	入札書 （必ず入札書提出用封筒に封入してください。）	
	□	陳述書 （陳述内容に応じた必要書類を添付してください。）	
	□	公売保証金振込通知書兼払渡請求書 （金融機関の振込証明書の原本を貼付してください。）	
共同	□	共同入札代表者の届出書 （複数の方が共同して入札する場合）	

上記「提出していただくもの」を同封の上、送付してください。

差出人

（住所又は所在地）　〒　　－
（氏名又は名称）
連絡先TEL

現金・小切手の同封厳禁！